

## 参 考 資 料

- 1 山形県産業構造審議会委員名簿
- 2 山形県産業振興ビジョンの策定経過
- 3 諮問・答申
- 4 山形県産業構造審議会条例

# 1 山形県産業構造審議会委員名簿

(五十音順；敬称略)

(任期：平成31年2月19日～令和3年2月18日)

	氏名	役職名	備考
委員	安部 里美	大平温泉滝見屋 若女将	
	飯塚 博	山形大学 工学部長	会長職務代理者
	石澤 眞里子	(株)ワイム 代表取締役社長	
	小口 裕之	連合山形 会長	R元. 11. 28 より就任
	是川 晴彦	山形大学人文学部 教授	
	庄司 正人	(株)山形メタル 代表取締役	
	清野 寿啓	山形パナソニック (株) 代表取締役社長	
	相馬 佳苗	Office K&M 統括代表	
	長 智香子	(有) ちょうさん	
	出野 紀子	(株) studio-L コミュニティデザイナー	
	新関 さとみ	さとみの漬物講座企業組合 理事長	
	沼澤 紘一	(株)ヌマザワ 常務取締役	
	芳賀 吉徳	キューブワン情報 (株) 代表取締役社長	
	長谷川 吉茂	(一社)山形県銀行協会 会長	会長
	廣田 良子	無印良品 七日町・イオン山形北 マネージャー	
	松田 眞知子	(株)丸八鉄工所 代表取締役	
和田 弥寿子	和田酒造 (資)		

(令和2年3月30日現在)

## 2 山形県産業振興ビジョンの策定経過

年月日	実施内容
令和元年7月9日	第1回産業構造審議会 ・次期産業振興ビジョンの策定の諮問 ・本県産業の現状と課題の整理 ・次期産業振興ビジョンの骨子（たたき台）及び策定スキームの検討
令和元年8月～10月	商工支援団体等関係機関との意見交換会
令和元年9月	中小企業との意見交換会（県内4地域）
令和元年11月28日	第2回産業構造審議会 ・次期産業振興ビジョン中間とりまとめ（案）の審議
令和元年12月	次期産業振興ビジョン中間とりまとめ
令和2年2月7日	第3回産業構造審議会 ・次期産業振興ビジョン答申（案）の審議 ・次期ものづくり産業振興戦略（案）の検討
令和2年3月2日	次期産業振興ビジョン答申
令和2年3月5日 ～令和2年3月24日	次期産業振興ビジョン（案）に関する県民からの意見募集（パブリック・コメント）の実施
令和2年3月	策定

写

産 政 第 1 2 7 号

令和元年 7 月 9 日

山形県産業構造審議会会長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



次期産業振興計画の策定について（諮問）

本県では、県内産業の目指す姿を掲げ、その理念や施策の具体的な展開方向などを示した「山形県産業振興ビジョン」を平成27年3月に策定し、このビジョンに基づく各種施策を展開してまいりました。

現在、本県経済は、人口減少に伴う就業人口の減少や国際経済情勢のめまぐるしい変化等、従来とは大きく異なる課題に直面しており、さらに、「第4次産業革命」と言われるIoT、ビッグデータや人工知能（AI）等の急速な進歩により、産業界のみならず、社会全体が大きな転換期を迎えております。

このような社会変化に的確に対応し、本県の産業・経済が、多様な強みと特色を最大限に活かしながら、将来にわたって持続的に発展していくための行動指針を明らかにしたいので、ここに次期産業振興ビジョンの策定について諮問します。



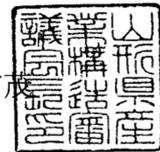
山 産 審 第 4 号

令和 2 年 3 月 2 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

山形県産業構造審議会

会長 長谷川 吉成



次期山形県産業振興ビジョンの策定について（答申）

令和元年7月に次期産業振興ビジョン策定の諮問を受け、本審議会では、本県産業の目指す姿や産業の振興を図るための施策の展開方向などについて審議を重ねてまいりました。

今般、これまでの審議内容について別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申を踏まえて、本県産業の振興のための諸施策が実施され、基本目標とした「“CHALLENGE CHANGE to CHANCE”『新時代を担う本県の多様な「チカラ」を結集してイノベーションを加速し、国内外の変化や新たなビジネスチャンスに対応した高付加価値産業構造の確立を目指す』」が着実に実現されることを、委員一同、強く希望いたします。

## 4 山形県産業構造審議会条例

平成7年3月17日  
山形県条例第16号

(設置)

第1条 商工労働部の所掌に係る産業構造に関する重要事項を調査審議させるため、山形県産業構造審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 産業構造に関する施策の基本となるべき事項
- (2) 産業構造の変化に対応した総合的な施策に関する事項
- (3) その他産業構造に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、産業構造に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第5条 産業構造に関し学識経験を有する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び」とあるのは「当該部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(山形県企業振興委員会条例の廃止)

- 2 山形県企業振興委員会条例(昭和38年7月県条例第36号)は、廃止する。

附 則(平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕(平成29年3月21日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。